

令和 5 年度 第 2 次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）～後期～
報告書

目 次

- ・はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ・周南市の男女共同参画推進の概要について・・・・・・ P 2～3
- ・3つの基本目標と11の重点項目・・・・・・・・・・ P 4～11
- ・周南市男女共同参画推進体制組織図・・・・・・・・・・ P 12
- ・令和5年度の目標指標の達成状況一覧表・・・・・・ P 13～14

はじめに

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現は 21 世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

周南市においても、この法律の趣旨に沿って平成 16 年 3 月に基本的な考え方と推進の方向を示す「周南市男女共同参画推進条例」を制定し（平成 16 年 4 月 1 日施行）、平成 17 年 3 月にはこの条例に基づく男女共同参画基本計画「すまいるプラン周南」を策定し、改定を重ね、男女共同参画社会の実現のための施策を展開してきました。

しかし、人々の生活スタイルや価値観の多様化など、社会や環境が変化しているにもかかわらず、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残り、あらゆる分野で意思決定の場への女性の参画が進んでいるとはいえない状況にあります。

これらの課題解決に向け、国においては、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、令和 2 年に「第 5 次男女共同参画基本計画」を閣議決定、県においては令和 3 年 3 月に「第 5 次山口県男女共同参画基本計画」が策定され、基盤の整備が一層進められています。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢やさまざまな課題に対応するため本市では、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として、令和 2 年 3 月に「第 2 次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）～後期～」を策定しました。

本市が目指すべき男女共同参画社会は、「一人ひとりがいきいきと輝くことで、まち全体が輝きや活気に満ちた社会」です。そのため、男女が社会の対等な構成員として、一人ひとりのライフステージで輝きを放ち、誇りをもって笑顔で暮らすことができる社会の実現に向け、社会情勢の変化に対応しながら男女共同参画を推し進めていけるよう、後期計画の基本理念を「～みんなが“笑顔”になれる～男女共同参画社会の実現」としています。

この報告書は、周南市男女共同参画推進条例（平成 16 年周南市条例第 7 号）第 17 条（年次公表）に基づき、基本計画に掲げた目標指標（令和 6 年度）及び現状値（平成 30 年度）を踏まえ令和 5 年度の実績値を調査し、達成状況を報告書にまとめたものです。

周南市の男女共同参画推進の概要について

男女共同参画においては、男女の平等を基本とした上で、男女が各々の個性に基づいて能力を十分に発揮すること、また、男女が公的分野、私的分野を問わず、あらゆる分野（職場、学校、地域、家庭等）で意思決定過程に参画することが重要であることから「男女共同参画社会基本法」が平成 11 年 6 月に制定されました。本市においても、この基本法の趣旨に沿って周南市男女共同参画推進条例を制定し、改定を重ね、男女共同参画を推進しています。

* 男女共同参画社会とは？

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

—男女共同参画社会基本法 第 2 条—

* 男女共同参画と制度や慣行は？

国をあげてさまざまな男女共同参画への取組が進められています。

こうした取組が「男らしさ」や「女らしさ」、また、日本の伝統・文化を否定するものではないか、専業主婦を否定するものではないか、といった論議がされましたが、男女共同参画はこうしたことを否定するものではありません。

しかし、「男らしさ」「女らしさ」を強調しすぎたり、パターン化してしまうことは、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができなくなる場合があります、問題があるとされています。

—国会質疑を参考として—

* 「ジェンダー主流化」とは？

社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

「ジェンダー主流化」とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダー視点を取り込むことをいいます。また男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは「男女」ととどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現につながります。

—第 5 次男女共同参画基本計画を参考として—

* 第2次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)～後期～とは？

【計画の位置づけ】本計画は、「男女共同参画基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」及び「周南市男女共同参画推進条例」に定める「基本計画」であり、国や県の基本計画を踏まえ、「周南市まちづくり総合計画」その他の関連計画との整合性を図り、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。また、本計画の一部を「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」と位置付け、本計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく「市町村基本計画」と位置付けています。

【計画の期間】計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度の改正などにより、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

【計画の基本目標】

基本目標1	男女がともに活躍できる地域社会づくり 【周南市女性活躍推進計画】
基本目標2	男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり
基本目標3	男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり 【周南市DV防止基本計画】

【施策の体系】各々の目標達成のための重点項目（11項目）と、この重点項目に取り組む具体的な施策における26の目標指数を体系的に定め、総合的かつ計画的に推進することとしています。

本市では、第2次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）～後期～（令和2年3月改定）において男女共同参画社会の実現に向けた3つの基本目標を定め、それぞれの目標ごとに事業を実施します。

令和5年度男女共同参画推進事業は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、適切な対策を講じながら総合的かつ計画的な実施に努めました。

今後とも、男女共同参画社会の実現を目指し、引き続きそれぞれの施策や事業を積極的に実施し、全市的な推進を図っていきます。

第2次周南市男女共同参画基本計画すまいるプラン周南～後期～

3つの基本目標と11の重点項目

基本目標1 男女がともに活躍できる地域社会づくり

多様な個性と能力を持つ人材が、性別にかかわらず、さまざまな立場から社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮しながら活力ある地域社会を実現することは、男女共同参画社会の実現と共通する目標です。

「参画する」ということは、社会のあらゆる意思決定の場で計画・立案の段階から主体的に関わり、責任を担うことで、極めて重要なことです。

また、雇用の分野における女性参画の促進は、男女の雇用の均等な機会と待遇が確保され、多様な働き方に対応する働きやすい職場環境の整備が必要です。

仕事と生活や地域活動を両立できるよう、子育てや介護支援策の充実、地域活動への参画促進、男性の意識改革などの環境づくりを推進します。

重点項目 1 あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野での政策・方針決定にともに参画することは、多様な価値観や発想を取り入れた男女共同参画社会を実現するために、非常に重要な課題です。

周南市においても、男女共同参画推進条例第11条に、審議会委員の選出にあたって「男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満にならないように努めます」と数値目標を定めていますが、審議会委員や管理職に占める女性の割合は十分でない状況です。

◆審議会等における女性委員の割合 **人権推進課**

令和5年度（令和6年4月1日時点） 34.1%（平成30年度 30.9%）※目標値 40.0%

◆女性のいる審議会等の割合 **人権推進課**

令和5年度（令和6年4月1日時点） 87.9%（平成30年度 87.9%）※目標値 95.0%

◆市の課長級以上の女性職員の割合 **人事課**

令和5年度（令和6年4月1日時点） 7.8%

（課長級以上の職員 129 人のうち女性職員は 10 人）※目標値 10.0%

このほか、あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画を進めるため、行政自らがポジティブ・アクション（積極的改善措置）*1を推進するとともに、事業所や団体活動においても参画・活躍の機会を広げていくため、情報や学習機会の提供を行い、社会全体の理解の促進を図る必要があります。

*1 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

重点項目 2 仕事と生活の調和の推進

一人ひとりが多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かち合いながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と家庭、地域活動、趣味や自己啓発など仕事以外の生活がともに充実していることが必要です。

市民アンケート調査では、「仕事」と「家庭生活」、「地域・個人の生活」のすべての両立を理想とする人の割合が最も多く 22.1%ですが、実際にすべてを両立している人は 2.8%となっています。

また、女性が家庭や地域社会において活躍するためには「育児や介護のための保育施設、福祉施設等のサービスの充実」が必要であると考える人は 54.3%、次いで「夫が積極的に家事や育児、介護へ参加すること」と考える人は 47.3%となっています。

少子高齢化など社会環境が急速に変化する中、女性の社会進出が進み、豊かで活力ある社会を維持していくためには、男女がともに家庭的責任を担い、男性の育児休業・介護休業制度の取得促進を含めた各種休業制度を取得しやすい環境づくりの推進、多様化する子育て及び高齢者、障害者等の自立や介護に関わる社会的支援の充実を図ることが求められています。

市は多様な生き方に対応する子育て・介護等への支援として、保育所等運営事業、児童クラブ事業、子育て世代包括支援センター事業、認知症施策総合推進事業、障害児者の家族等への支援など、さまざまな事業を展開しています。

また、市職員に対しては「周南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を改訂し、男性職員の育児休業取得者（1 月以上）の割合を令和 7 年度までに 30%以上にすることを目標に取り組んでいます。

重点項目 3 働く場における男女共同参画の推進

近年の社会経済情勢において、男女問わずパートタイム労働者や派遣労働者などの非正規雇用労働者が増加しており、とりわけ、女性就業者の約半数以上は非正規雇用で、男女間の賃金格差の一因となっています。

また本市では、改善の傾向がみられるものの、女性労働力率において、出産・子育てなどで仕事を中断するいわゆる M 字カーブ^{*2}を描いており、国や県と比べ低くなっています。

これらは、就職を機に若い世代、特に女性の県外への流出が多くなっていることや、女性が働きたいと希望する雇用の機会が限られていることなどが要因と考えられています。

市民アンケート調査では、57%の人が、女性が「仕事や職場」において活躍するために必要なことは「育児や介護との両立のための職場の支援制度の整備」だと思っていると回答しています。就労継続や再就職を希望する女性への支援が求められていることがうかがえます。

雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保とともに、ライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方ができるよう職場環境づくりの推進が必要です。山口県においては、男女共同参画の視点に立った職場の環境づくりを推進するため、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業所や団体などを「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証し、その活動を支援しています。

◆やまぐち男女共同参画推進事業者 人権推進課
令和 5 年度 周南市は 72 事業所（累計） ※目標値 70 件

◆女性の市内就業者数 商工振興課

令和5年度 16,428人（平成30年度 17,272人）※目標値 平成30年度現状維持

◆農業の分野における「家族経営協定数」*3 農業振興課

令和5年度 15世帯（平成30年度 12世帯）※目標値 15世帯

農業委員など、応募者、被推薦者に女性がいなかった、又はいても少なかったことにより、女性委員数が目標値を下回っているため、次期改選時の課題となっている項目もあります。

◆農業委員に占める女性の割合 農業委員会

令和5年度 21.0%（平成30年度 17.6%）※目標値 25.0%

◆農地利用最適化推進委員 農業委員会

令和5年度 9.3%（平成30年度 12.5%）※目標値 25.0%

*2 M字カーブ…女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口の占める労働力人口の割合）をグラフに表した場合、主に30歳代を谷とし、20歳代と40歳代が山になるM字曲線を描くこと。

*3 家族経営協定…家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、労働時間や報酬などの就業環境などについて、家族間の話し合いにより締結するもの。

重点項目 4 地域社会における男女共同参画の推進

これまで高齢者福祉、子育て、環境活動等のさまざまな地域活動は、女性の力によって支えられてきましたが、地域活動における組織の方針決定の場には、女性や若い世代の参画は進んでいないのが現状です。

活力ある地域社会の実現のためには、男女を問わず、さまざまな世代が主体的・積極的に地域活動に参画し、多様な発想や価値観で地域を支え活躍できるよう、意識啓発や、市民団体及び人材の育成等が必要です。

市民アンケート調査では、男女共同参画の地位の平等について、「地域社会」では「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と回答した人の割合が42.5%となっています。

◆自治会長に占める女性の割合 地域づくり推進課

令和5年度 15.5%（平成30年度 11.5%）※目標指数 13.0%

重点項目 5 国際社会における男女共同参画の推進

日本は国際的にみて女性の地位が低いとされ、本市においても男女共同参画の視点に立った世界の動向や国際規範等の周知に努め、市民の国際理解の推進と国際意識の高揚を図ることが必要です。

ジェンダー・ギャップ指数*4において、日本は経済、政治の分野で特に順位が低く、2024年の日本の総合順位は146か国中118位（指数0.663）、「経済」は120位（指数0.568）、「政治」は113位（指数0.118）となっています。

また、国際化の進展に伴い、市内で就労・生活する外国人や留学生が今後ますます増加することが予想され、男女共同参画の視点に立った多様な価値観や文化を理解し、相互理解を深める必要があります。

◆国際交流事業（姉妹都市交流事業・国際交流サロン事業） **観光振興課**

令和5年度参加者 725人（平成30年度参加者数 1,115人）※目標値 1,200人

※令和5年度は、姉妹都市との青少年訪問団派遣事業は中止・受入事業のみが行われました。

*4 ジェンダー・ギャップ指数…「世界経済フォーラム」(WEF)が毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、各国の男女格差を示す指数。(0が完全不平等、1が完全平等を示す。)

基本目標2 男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり

男女が一人ひとりの人間として尊重され、性別を理由とする差別的な扱いを受けず、個人の人権が尊重されることは、男女共同参画の基本です。

根強く残った性別による固定的な社会通念・慣習・しきたりを改善し、男女を取り巻く状況について一人ひとりが理解し、自ら行動するための意識づくり・人づくりが重要な課題となっています。

このため、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った学校教育や社会教育により、男女共同参画について認識を深め、人権尊重の意識づくりとともに、理解し行動できるための教育・啓発活動を積極的に行います。

また、行政と市民の協働による男女共同参画社会の実現のため、市民活動の組織づくりとその支援を推進します。

重点項目 6 男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し

男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、男女がともに互いの人権を尊重し合い、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる生き方が尊重されなければなりません。

市民アンケート調査によると、「男性は仕事」「女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が18.3%で、前回の30.3%から大きく変化しています。また「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」は44.6%で、前回の33.1%を上回り、時代とともに意識が変化してきたことがわかります。

一方で「社会全体での男女の地位の平等」については、平等と考える市民の割合が22.8%、「男性の方が優遇・どちらかといえば優遇されている」と考える市民の割合は55.5%と半数以上であり、依然として女性の不平等感が解消されていない状況です。

男女が社会の対等な構成員として認め合い、あらゆる分野において参画できるようにするためには、固定的な性別役割分担意識をなくし、男女共同参画に関する認識を深め、男女共同参画の視点での社会慣行や制度を見直していく啓発、広報活動が必要です。

重点項目 7 男女共同参画の視点での教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しく認識することが重要です。固定的な性別役割分担意識は家庭、職場、地域社会の中に根強く残っており、男女共同参画社会の阻害要因となっています。これらの改善に教育・学習の果たす役割は非常に重要であり、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図る必要があります。

また、結婚、出産、育児等によりキャリアデザインを描きにくい女性に対して、能力が発揮できるよう女性のエンパワーメント^{*5}の促進や、企業におけるダイバーシティ（多様性）^{*6}の尊重、多様な価値観を包括する教育を行う必要があります。市民や企業の社員、市職員等に男女共同参画について学習の機会を提供するため、男女共同参画推進員による講座や、セミナー等を開催します。

◆男女共同参画推進員による講座等 人権推進課

令和5年度 参加者数 800人（平成30年度 1,167人）※目標値 1,900人

*5 エンパワーメント…個人として、そして(あるいは)社会集団として、意思決定過程に参画し、経済力や方針決定力、自己決定力などの自立的な力をつけること。男女共同参画においては、経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性も対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方。

*6 ダイバーシティ(多様性)…性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会。「企業におけるダイバーシティ」とは、さまざまな違いを尊重して受け入れ、幅広い人材を積極的に生かすことにより、変化し続けるビジネス環境や多様化する顧客ニーズに最も効果的に対応し、企業の優位性を創ること。

重点項目 8 市民との協働と推進体制の整備充実

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりが男女共同参画について理解し、主体的に行動することが大切です。市民活動団体の男女共同参画に関する取組や、男女共同参画推進員の活動などを通じて市民リーダーの育成を図りながら、市民と行政が協働して男女共同参画に取り組みます。

本計画を実効性のあるものとするためには、本市の男女共同参画推進本部など庁内組織の機能充実を図ると同時に、各所属が連携して本計画の実行にあたること、審議会の意見を反映し推進状況について共通の理解を深めることが重要です。

◆男女共同参画推進員による活動（地域講座、勉強会、啓発活動等）人権推進課

令和5年度 実施回数 18回（平成30年度 13回）※目標値 15回

基本目標 3 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの人権が尊重され、その生涯を通して健康で、安心して暮らすことのできる社会づくりが非常に重要です。

個人に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していくうえでの克服すべき課題です。配偶者等からの暴力や性犯罪、ストーカー行為、職場におけるハラスメントなどのあらゆる暴力根絶に向けた取組を推進します。

また、誰もがお互いの身体的性差や性の多様性を十分に理解し合い、多様な生き方を認め合い、思いやりを持って生きていくことや、年齢や障害、性別にかかわらず、その意欲や能力に応じて、あらゆる人が自立して、いきいきと安心して暮らせる社会づくりのための取組を進めることが必要です。

重点項目 9 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、暴力を容認する社会風潮などが複雑に絡み合っています。

近年、大きな社会問題となっている女性や子どもに対する暴力を、社会全体として許さない市民意識を醸成し、あらゆる暴力を未然に防止し、暴力根絶に向けた取組を推進します。

市はDV被害の相談先を広報やホームページ、男女共同参画情報誌『じょいんと』で周知し、一人で悩まず相談を促す啓発を実施します。また、国や県が作成したDVや性暴力の相談先を紹介したカードを、本庁舎内及び公共施設のトイレに設置するなどの啓発に努めます。

被害を未然に防止することが重要であることから、若い世代に対してDVについて学ぶ機会を提供するためデートDV講座を開催し、市内の高校等に積極的な参加を呼び掛けます。

◆デートDV講座 人権推進課

令和5年度 受講者数 409 人（平成30年度 393 人）※目標値 1,000 人

DV被害者への適切な支援のため、人権推進課男女共同参画室に女性相談員を配置し、被害者本人や家族から相談を受けています。

また、警察、児童相談所等の関係機関との連携体制の充実にも努め、被害者の安全確保を図り、必要な支援を行います。

また、こども家庭センターには、子ども家庭支援員、虐待対応専門員等を配置し、妊娠、出産、子育て等に関するあらゆる相談に応じるとともに、関係機関と連携し、児童虐待の通告に対して適切かつ迅速に対応できる体制を整えます。

このほか、もやいネットセンターを核として、福祉の総合相談体制、地域見守りネットワークを構築することで、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

障害者やその家族等に対しては、基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業者や関係機関と連携して相談支援体制の充実を図ります。

今後も暴力を許さない意識づくりの推進と、被害者の相談・保護、自立支援を円滑かつ適切に行えるよう、相談機能や連携体制の強化に努めます。

重点項目 10 生涯を通じた健康づくりの推進

女性には妊娠や出産などにかかわる身体機能があり、生涯にわたるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）^{*7}は女性の人権の重要な一つと認められています。

妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目であるため、安全・安心に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育て期にわたり切れ目のない支援体制の強化を図ります。

◆妊婦健康診査受診率 あんしん子育て室

令和5年度 99.4%（平成30年度 100.7%） ※目標値 100.0%

また、男女を問わず、性を尊重する意識づくりを行うとともに思春期や出産期、更年期、高齢期など、ライフステージに応じた心と体の健康づくりを支援しています。

生涯を健康に過ごすために、飲酒、喫煙、性感染症など、心身の健康に影響をもたらす問題について啓発や教育を行い、健康被害に関して正しく理解し、生涯を健康に過ごすための取組が必要です。

◆市の特定健康診査受診率 健康づくり推進課

令和5年度 36.0%（平成30年度 32.3%） ※目標値 60.0%

^{*7} リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）…リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と過程のすべての側面において、単に疾病や障害がないというだけでなく、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることを指す。リプロダクティブ・ライツとは、すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利とされている。

重点項目 11 みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり

少子高齢化の進行、社会環境やライフスタイルの変化に伴い、単身世帯やひとり親世帯が増加傾向にあります。また非正規労働者の増加といった雇用環境の変化などにより、ひとり親家庭、高齢者、障害者等は、経済的な問題をはじめ、生活上の困難を抱えやすく不安定な状況に置かれがちです。

とりわけ、後期高齢者の人口が増える中、生涯にわたり健康で安心して暮らせる社会をつくるためには、生活実態、意識、身体機能の違いへの配慮など、男女共同参画の視点を持ったきめ細かな施策の展開が求められます。

◆認知症サポーター養成者数 地域福祉課

令和5年度 累計 16,208人（平成30年度 13,338人） ※目標値 19,000人

また性的少数者の人権が尊重され、性的指向や性自認等を理由に困難な状況に置かれることのないよう、性の多様性について正しい理解を深めるための啓発への取組が重要です。年齢や性別、障害にかかわらず、あらゆる人が安心して暮らせるよう多様な生き方を認め合い、支援に取り組む環境づくりが必要です。

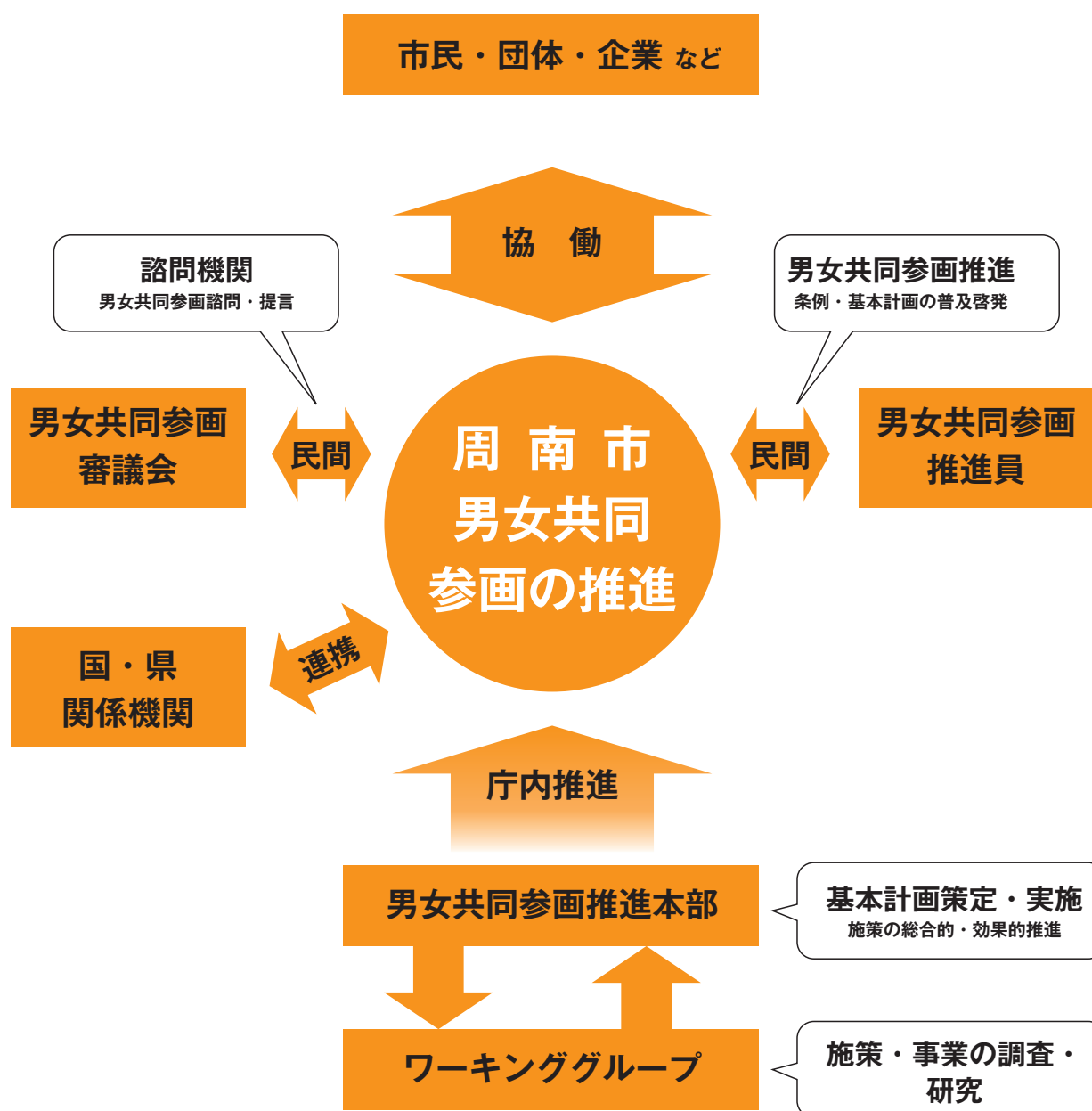
防災分野においては、これまでの過去の災害を踏まえ、防災対策などの計画段階に女性が参画し、男女共同参画の視点を持って、平常時から防災・災害時対策を講じる必要があります。

◆防災会議の8号委員*8に占める女性の割合 防災危機管理課
令和5年度 40.0%（平成30年度 33.3%）※目標値 40.0%

*8 防災会議の8号委員…周南市防災会議条例第3条第5項第8号に規定されている。防災会議の構成委員の規定で、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者をいう。

周南市男女共同参画推進体制組織

推進体制組織図



第2次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)～後期～の目標指標の達成状況一覧表

目標指標	所管課	単位	目標指数		令和2年度 実績値	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 実績値	令和5年度実績値が 平成30年度の現状値を下回った理由	
			平成30年度 現状値	令和6年度 目標値						
基本目標1 男女がともに活躍できる地域社会づくり										
重点項目1 あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大										
●	市の各種審議会等における女性の割合	人権推進課	%	30.9	40.0	32.4	32.4	32.6	34.1	
●	市の審議会等で女性委員のいる審議会等の割合	人権推進課	%	87.9	95.0	89.1	87.5	88.9	87.9	
★	市職員の課長級以上の女性職員の割合	人事課	%	6.8	10.0	9.2	6.7	6.7	7.8	
▲	市政への市民参加「ぜひ参加したい」「機会があれば参加したい」という女性の割合	人権推進課	%	23.9	25.0	—	—	—	—	
重点項目2 仕事と生活の調和の推進										
★	病児保育事業実施数	こども保育課	か所	3.0	4	3	4	4	4	
★	積極的に育児をしている父親の割合	あんしん子育て推進課	%	66.6	70.0	67.2	69.1	69.9	74.1	
重点項目3 働く場における男女共同参画の推進										
●	市内事業者の「やまぐち男女共同参画推進事業者」認定件数	人権推進課	件	51	70	59	61	67	72	
★	女性の市内就業者数(雇用保険の被保険者数)	商工振興課	人	17,272	現状維持	17,711	17,658	17,128	16,428	就業人口全体の減少に伴うもの
●	家族経営協定数	農業振興課	件	12	15	13	13	14	15	
●	農業委員に占める女性の割合	農業委員会	%	17.6	25.0	16.7	16.7	15.7	21.0	
★	農地利用最適化推進委員に占める女性の割合	農業委員会	%	12.5	25.0	6.3	6.3	6.3	9.3	推薦者及び応募希望者の中に女性が少ないため
重点項目4 地域社会における男女共同参画の推進										
●	自治会長に占める女性の割合	地域づくり推進課	%	11.5	13.0	12.2	13.2	16.3	15.5	
重点項目5 国際社会における男女共同参画の促進										
●	国際交流事業参加者数 ※姉妹都市派遣事業・国際交流サロン事業等参加者の延べ人数	観光振興課	人	1,115	1,200	96	525	479	725	・30年度は派遣・受入の両方を同一年度で実施しているが、R5年度は受入のみのため ・国際交流フェスタの参加者減少のため(同時開催(出展)イベントの変更による減少)

- 前期の達成状況リストと同じ項目で、なおかつ、令和5年度の数字が出せるもの。
- ▲ 前期の達成状況リストと同じ項目で、市民アンケートの設問から除外したため、令和5年度の数字が出せないもの
- ★ 前期の達成状況リストにない項目

目標指標	所管課	単位	目標指数		令和2年度 実績値	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 実績値	令和5年度実績値が 平成30年度の現状値を下回った理由	
			平成30年度 現状値	令和6年度 目標値						
基本目標2 男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり										
重点項目6 男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し										
●	男女の地位の平等感(社会全体)	人権推進課	%	22.8	24.0	—	—	—	16.8	男性が「優遇」「どちらかといえば優遇」の割合が増加している。
●	男女の地位の平等感(固定的な社会通念・習慣・しきたり)	人権推進課	%	19.9	21.0	—	—	—	17.6	男性が「優遇」「どちらかといえば優遇」の割合が増加している。 高齢者のアンケートの回収率が高いことも影響していると考えられる。30歳代以下は目標値を上回っている。 (24. 2%)
重点項目7 男女共同参画の視点での教育・学習の推進										
●	男女共同参画講座、セミナー等への参加者数	人権推進課	人	1,167	1,900	1,451	530	771	800	新型コロナウイルス感染症の影響は落ち着きつつあり、徐々に参加者数も伸びてきたが、コロナ禍前の参加者数までは戻っていない。
●	男女の地位の平等感(家庭)	人権推進課	%	36.2	40.0	—	—	—	38.3	
●	男女の地位の平等感(教育)	人権推進課	%	53.1	55.0	—	—	—	57.9	
●	男女の地位の平等感(職場)	人権推進課	%	26.6	30.0	—	—	—	25.4	男性が「優遇」「どちらかといえば優遇」の割合が増加している。
重点項目8 市民との協働と推進体制の整備充実										
★	男女共同参画推進員の活動回数	人権推進課	回	13	15	13	20	20	18	
基本目標3 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり										
重点項目9 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現										
★	デートDV防止講座受講者数	人権推進課	人	393	1,000	1,046	243	545	409	
重点項目10 生涯を通じた健康づくりの推進										
★	特定健康診査受診率	健康づくり推進課	%	32.3	60.0	32.8	35.0	36.3	36.0	
●	妊婦健康診査受診率	あんしん子育て推進課	%	100.7	100.0	103.4	99.0	100.0	99.4	母子手帳交付後に、転出、流産等により未受診となる対象者がいるため
重点項目11 みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり										
●	認知症サポーター養成数※養成者数累計	地域福祉課	人	13,338	19,000	14,629	14,935	15,486	16,208	
★	防災会議の8号委員に占める女性の割合	防災危機管理課	%	33.3	40.0	42.8	33.3	40.0	40.0	